

5第15号陳情 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情

受理年月日 令和5年8月30日

陳情者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

1 指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める。

① ▲▲条例の第4条を、次のとおり改正する。

【第4条（指定管理者による管理）

市は、交流センターの管理（行政処分を除く。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。】

② ▲▲条例の第3条を、次のとおり改正する。

【第3条（管理）

▲▲教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、▲▲総合体育館（以下「体育館」という。）を、別に条例で定める地方自治法第153条第2項の委任に基づいて、使用申請に対する処分を行う。】

▲▲体育館条例の第3条第2項を、次のとおり改正する。

【第3条（管理）

2 市は、前項の規定による体育館を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）との協定により、行わせるものとする。】

陳情原因

○▲▲条例

① 「▲▲条例」の抜粋は次のとおりである。

▲（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

付則 2（準備行為）

指定管理者による交流センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前において

も行うことができる。

(指定管理者不在等期間における管理業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合の交流センターの管理は、市長が行うものとし、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第6条から第10条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第8条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、同条第2項並びに第9条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者は、市又は指定管理者が」とあるのは「市長は、市が」と、第10条、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第4条（指定管理者による管理）

▲▲の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、東大和市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条第1項各号の基準を満たす者であつて、かつ、文化芸術及び交流活動の振興を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

第5条（指定管理者が行う業務の範囲）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の運営に関する業務
- (2) ▲▲の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務
- (3) 施設等の利用料金の収受及び減額又は免除に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第9条（使用の承認）

施設等を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

第10条（使用の不承認）

指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認しないことができる。

第16条（使用承認の取消し等）

指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止

し、もしくは制限し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、使用に際し施設等に損害を生じさせた場合は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(施設の使用に係る「市長の許可」に関する規定がない。)

(「市」の「損害賠償の義務」が規定されていない。)

(「処分」に対する不服申立の規定がない。)

○東大和市体育館条例

②「東大和市体育館条例」の抜粋は次のとおりである。

▲ (抜粋) ▲

第3条 (管理)

東大和市体育館 (以下「体育館」という。) は、東大和市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が管理する。

2 前項の規定による管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

第3条の2 (指定管理者が行う業務の範囲)

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館で行う事業の運営に関する業務
- (2) 体育館の使用の承認に関する業務
- (3) 体育館の利用料金の収受及び減額又は免除に関する業務
- (4) 体育館の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

第6条 (長期かつ独占的使用)

体育館の使用期間は、同一使用者につき、引き続き3日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、これを延長することができる。

第7条 (使用の承認)

体育館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、体育館の使用を承認するに当たって、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、体育館の使用を承認しない。ただし、第3号に該当する場合で、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

自治法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反する条項があり、違法であるから、当該違法条項を改正する必要がある。

以下、①として「市」所管の「東大和市 条例」及び②教育委員会 書架の「東大和市 体育館条例」を例として、当該違法条項を指摘して、違法条項改正が求められることを明らかにする。

▲ (①) ▲

東大和市 条例について

1 東大和市 条例の「附則第3項」には次の規定が有る。

【附則 3 (指定管理者不在等期間における管理業務)

市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合の▲▲の管理は、市長が行うものとし、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第6条から第10条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第8条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、同条第2項並びに第9条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者は、市又は指定管理者が」とあるのは「市長は、市が」と、第10条、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。】

2 この「附則 2」で、「市長が指定管理者の指定を取り消し」とあるのは、地方自治法第244条の二第11号の誤解であり、地方自治法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反する潜脱があり、違法である。

3 地方自治法第244条の二第11号は、次のように、「普通地方公共団体は・・・指定を取り消し・・・ができる。」と規定しているが、「団体は」は、非権力条項であり、「指定を取り消し」は、権力条項であり、当該法律条項そのものに、権力・非権力の混濁があり、法律改正が必要である。

【地方自治法244条の二

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。】

4 本来、「協定」という名の委託契約は、「市」が、民事事件当事者としての民間団体である指定管理者と締結した「協定」締結という民事事件である。

5 第4条には、次の規定がある。

【第4条（指定管理者による管理）



の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。】

この条文には、主語となるべき行為主体の規定がなく、文章として成立していないから、本条は無効である。

本来、有るべき主語は、「▲▲の管理は」ではなく「市は」であり、「交流センターの管理は」ではなく、目的語としての「▲▲の管理を」である。

ここで注意しなければならないのは、主語の「市は」という条項は、非権力条項であり、「市」が指定管理者に「行わせることができる」のは、非権力事件である民事事件の委託契約に係る業務に限られることである。

第4条が引用する「地方自治法第244条の2第3項」は、非権力条項である。地方自治法の条項には、主語を「普通地方公共団体は」とする非権力条項（民事事件条項）と「普通地方公共団体の長は」とする権力条項（行政事件条項）がある。

この「地方自治法第244条の2第3項」の冒頭には「普通地方公共団体は」と規定されており「普通地方公共団体の長は」ではない。

東大和市において「普通地方公共団体」の正解は「市」であり「市長」は誤解であるところ、第4条は、「市長」と誤解して条例を制定しており、地自法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反しており違法であるから、改正を要する。

6 第4条2項には、「指定管理者は・・必要な能力・・を有するものとする」と規定するが、指定管理者が「使用許可」等の処分権限を行使できるためには、「指定管理者を行政庁とする」旨の条例規定を要するが、これが欠落している。

指定管理者は、処分権限を有する行政庁たる「能力」を有していない。

「指定管理者は、東大和市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条第1項各号の基準を満たす者」という規定が「行政庁である」ことを担保しているか否かという問題がある。

地自法第153条2項の「委任」が規定されていなければ、当該指定管理者は、民事事件当事者能力はあっても、公権力の行使である行政庁ではなく、権力機関である処分庁としての行政事件当事者能力はない。

7 第5条は「指定管理者が行う業務の範囲」として2号（使用の承認）、3号（減額又は免除）、5号（市長が必要と認める業務）を規定し、これが権力条項であるから、行政庁とする条例規定を持たない指定管理者としては、地自法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反し、違法である。

8 次の条項は、指定管理者を主語とする権力条項であり、前述のとおり、地方自治法

第153条2項の「委任」を受けていないから、当該指定管理者には、処分権限はないから、これらの条項は無効であり、改正を要する。

- ・第9条の「指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない」
- ・第10条の「指定管理者は・・・使用を承認しないことができる」
- ・第16条の「指定管理者は・・・使用の承認を取り消すことができる」

9 他の条例には「市長の許可」に関する規定が有るが本条にはない。

10 「市」の「使用者・利用者」に対する「損害賠償の義務」が規定されていない。

11 「処分」に対する不服申立の規定がない。

②教育委員会 書架の「東大和市 体育館条例」を例として、当該違法条項を指摘して、違法条項 改正が求められることを明らかにする。

▲ (②) ▲

東大和市 体育館条例について

1 東大和市 体育館条例の第3条第1項は「体育館の管理は、東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する」と定めているが、当該管理が民事事件であるか行政事件であるかが不明である。

教育委員会は、民事事件の当事者脳力はないから、民事事件としての管理はできない。

また、行政事件の処分としての管理は、地自法第153条に基づく条例の委任規定がないから、教育委員会は処分としての「体育館の管理」はできない。

2 東大和市 体育館条例の第3条第2項は「前項の規定による管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする」が、「市長が権限を教育委員会に委任する条例規定」がないから、本項は無効である。

又、これが引用する「地方自治法第244条の2第3項」の冒頭には「普通地方公共団体は」と規定されており、東大和市においては、「市長」ではなく、「市」である。

教育委員会は、独立行政委員会として、公権力の行使を担当する行政庁であるが、団体としての民事事件当事者能力はない。

故に、民間団体である指定管理者に対する行為主体として、「体育館の管理を、指定管理者に行わせる」権限はないから、本校は、地自法第14条に反し、違法、無効であり、改正する必要がある。

3 東大和市 体育館条例の第7条第1項の「体育館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない」という規定は、指定管理者を行政庁とする条例規定がなく、又、民事事件の力は有するが、行政事件当事者能力がない、民間団

体である指定管理者に、「承認」という行政処分を行わせることはできない。

4 東大和市 体育館条例の附則2に「教育委員会が指定管理者の指定を取り消し」という規定があるが、教育委員会には、「指定管理者の指定を取り消す権限はないから、違法、向こうであり、改正が必要である。